

徳島県内2社目！ 株式会社徳島銀行を「プラチナくるみん」認定！

徳島労働局は、次世代育成支援対策推進法に基づく特例認定（通称：「プラチナくるみん認定」）企業として、株式会社徳島銀行（徳島市、代表取締役頭取 吉岡宏美）を平成29年3月15日付けで認定しました。「プラチナくるみん認定」企業は、徳島県内で2社目、四国で3社目となります。

「プラチナくるみん認定」制度は、すでに「子育てサポート企業」として「くるみん認定」を受けた企業のうち、より高い水準の仕事と育児の両立支援の取組を行った企業が認定を受けることができるものです。

「プラチナくるみん」マークは、商品、広告、求人広告などにつけることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保など経営戦略上のメリットが期待できます。

徳島労働局では、急速に進行する少子化に歯止めをかけるため、今後も県内の子育てサポート企業が増加するよう、あらゆる機会を通じて「くるみん」及び「プラチナくるみん」の周知を図り、次世代育成支援の機運の醸成を図っていくこととしています。

認定通知書交付式を行いました



平成29年3月23日の認定通知書交付式において、飯野局長から認定通知書の交付を受ける株式会社徳島銀行の武市執行役員人事部長（左）



特例認定マーク
「プラチナくるみん」

右から、飯野労働局長、武市執行役員
人事部長、佐藤雇用環境・均等室長



株式会社徳島銀行の行動計画の内容と取組

所在地：徳島市
業種：金融業
労働者数：1,129人（男性 632人、女性 497人）

1 行動計画の期間

平成27年3月1日～平成29年2月28日までの 2年間

2 行動計画の目標

目標1 当行の両立支援の取組を従業員に周知する。

目標2 年次有給休暇の取得率を上げる。

目標3 育児休業等を取得し、または育児を行う女性行員が就業を継続し、活躍できるよう、能力の向上やキャリア形成の支援のための取組を行う。



3 目標に対する取組結果

【目標1について】

平成27年9月、男性社員の育児休業促進を目的として、「パパ・ママ育休プラス」を活用したモデルを社内通達で提示するほか、両立支援制度について行内誌等により随時周知を行った。

【目標2について】

平成28年4月にリフレッシュ休暇規程を改定し、年間1日から2日（上期、下期各1日）取得可能とする等の取組を行ったことにより、平成28年は、計画策定（平成26年）時より取得率が6.1%アップした。

【目標3について】

女性管理職研修、女性リーダー養成研修等を計画し実施した。

4 計画期間中の育児休業取得状況

- ・男性社員・・・配偶者が出産した55名のうち14名が育児休業を取得（取得率25.5%）。
 - ・女性社員・・・出産した36名のうち32名が育児休業を取得（取得率88.9%）。
- （4名については、現在産休中で、今後育児休業を取得予定。）

5 その他の特例認定基準達成状況

（1）小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）

小学校就学の始期に達するまでの子を対象とする所定外労働の制限制度

（2）働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準8）

① 所定外労働の削減のための措置

年2回「全行一斉定時退行励行週間」を実施。

② 年次有給休暇の取得の促進のための措置

リフレッシュ休暇制度

③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置

「ゆう活」を実施。

（3）出産した女性労働者の継続就業率（特例認定基準9） 100%

（4）女性労働者の就業継続、能力向上、キャリア形成の支援のための措置（特例認定基準10）

女性管理職研修、女性リーダー養成研修等の実施。